

# 新型コロナウイルス対策支援制度一覧 給付金・融資制度・補助金制度

以前ののれんにて掲載したものを再度掲載します。

## ◆緊急小口資金等の特例貸付(京都市)生活資金の貸付

<貸付上限額> 一世帯あたり 10万円以内。世帯員が4人以上いる場合や個人事業主で  
収入減少により生活に要する費用が不足するときなどは 20万円  
<返済> 1年以内の据え置き期間あり、2年内の返済。  
<利子・担保> 不要  
<問い合わせ先> サポートセンター TEL 090-1677-1322

## ◆総合支援金(京都市)

■対象：新型コロナウイルスの影響を受け、失業や収入の減少等により生活に困窮し、  
日常生活の維持が困難となっている世帯  
■貸付上限額：・(2人以上)月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内  
※貸付期間 原則3ヶ月以内(60万円もしくは45万円)  
■据置期間：1年以内 ■償還期限：10年以内 ■貸付利子・連帯保証人：無利子・不要  
<問い合わせ先> 総合相談窓口 TEL 075-354-8748

## ◆実質無利子・無担保の融資(政策金融公庫 TEL 075-462-5121)

⇒売上が昨年と比べて5%以上減少。⇒金利が0.9%低くなる。(借入より3年間)

さらに、以下の要件に当てはまれば実質無利子に。(借入より3年間)

個人事業主:要件無しで無利子に 小規模法人:売上昨年比15%減少

それ以外の法人:売上昨年比20%減少

## ◆銀行窓口の融資制度(保証協会が保証)

⇒現在融資を受けていても、売上が昨年比で5%以上下がっていれば、別枠で融資を受ける  
ことができます。その場合に保証協会が保証人になります。  
昨年と比べた売り上げの減少度合いによって、使える制度が異なります。  
※銀行窓口の信用保証協会の保証による融資でも、利子と保証料とが減額・免除に  
なります。個人事業主では、売上が前年同月比で5%以上下がっていれば、金利(最初の3  
年間分)と保証料がゼロになります。

## ◆国民健康保険料の減額・免除 「新型コロナウイルス感染症特例減免」が創設

昨年と比べて世帯主の事業収入が3割以上減少した月があれば対象になります。  
(その他の条件:世帯主の前年所得が1,000万円以下、昨年の事業以外の所得が400万円以下)  
昨年の所得が300万円以下の場合は国保料が免除となる場合があります。  
※詳しい内容は6月29日付ののれんを参照ください。

## ◆「雇用調整助成金」問い合わせ:助成金センター TEL 075-241-3269

従業員を休ませた場合に支払った休業手当の一部が助成されるものです。従来は3  
分の2の補償ですが4~9月を緊急対応期間として10割(個人事業者・中小企業)が助成さ  
れます。労働保険の適用事業所である必要があります。  
(今回限り、業種を問わず全事業者が対象、非正規労働者も対象)

## ◆持続化給付金 個人事業者で最高100万円、中小企業で200万円

新型コロナウイルスの影響で、昨年同月比で売上が50%以上減少している月がある事業者が  
対象です。申請期限は来年の1月15日です。

★必要書類(個人事業主の場合)

○2019年分の確定申告書第一表の控え (受付印が必要です)

※受付印がない場合は以下のいずれかの手続きが必要です。

①税務署にて納税証明書を上げる ②開示請求で申告書の写真を撮る

○青色申告決算書の控え 1・2ページの2枚(青色申告の方のみ)

○売上が減少した月(今年)の売上台帳、試算表(収支の集計表)など

○申請者本人名義の振込先口座の通帳

○本人確認書類(顔写真付き)免許証など。健康保険証+住民票でも可。

※持続化給付金を受け取られた方は、NHKの受信料2か月分(事業所分)が免除されます。

申請書(民商で用意できます)に記入して給付通知書(ハガキ)のコピーと一緒に送付。

## ◆家賃支援給付金 (表面に対象者・給付額は記載)

●給付の対象…事業用の家賃を払っていて、今年の5月~12月で以下のいずれかに当てはまる。

▪昨年同月比で売上が50%以上減少した月がある。

▪連続する3ヶ月の売上合計が前年比で30%以上減少している。

●給付金額 家賃月額(経費に計上)の2/3を6ヶ月分

●申請の添付書類(個人用)

上記、持続化給付金の必要書類にプラスして以下2点。

▪賃貸契約書(要件を満たさない場合は、指定の様式で作成してもらえばOK)

・借主が申請者ご自身の名義である。

・今年3/31時点と申請日時点の両方で有効な契約である。

・申請する該当費用(賃料、共益費・管理費)が確認できる。

▪直前3ヶ月の支払い実績を証明する書類(以下のいずれか)

・銀行振込明細書・通帳のコピー・領収書

## ◆持続化補助(コロナ特別対応型) 中小企業庁

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるためにおこなう販路開拓等の取組を支援するという内容です。取組にかかった費用の3分の2が補助されます(上限100万円)。

問合せ先:日本商工会議所 03-6447-5485

## ◆新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金(京都府)

今回の補助金は2種類が組み合わされています。

対象となる経費:政府が業種ごとに決めている感染拡大予防ガイドラインや京都府が作成したガイドラインに沿った対策についての経費

・事業再出発支援補助金 補助率 10/10 上限10万円

・応援補助金 補助率 2/3 上限20万円(小規模事業者)

## ◆国税の納税猶予

今年2月以降で、昨年同月比売上が20%以上減少している月があれば所得税や消費税、法人税などの国税の納付を1年間猶予してもらいます。(納税の猶予申請により)延滞税は免除されます。担保は不要です。申請期限は納税期限